

# 普通傷害保険

天災補償特約・熱中症補償特約・食中毒補償特約・賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険【損害保険】

※配当金の還付はありません。

## のご案内

### 保険の概要

『普通傷害保険』は、国内外を問わず、被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いする保険です。また、偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合に被保険者(保険の補償を受けられる方)が被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用等を補償します。

交通事故に遭い  
骨折した。

濡れた床で滑って  
ケガをした。

スキー中に転倒、  
アキレス腱が切れた。

飼い犬が他人に  
噛みつき、ケガをさせた。 自転車で通行人に  
ぶつかり、ケガをさせた。

※仕事上の事故  
を除きます。



### 加入資格

「グループ保険」に本人の退職日直前まで継続してご加入の本人および配偶者(保険期間開始日現在、満15歳~満75歳までの方)

なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーやアシスタントを含みます)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

### 保険期間

保険料のお払い込みがあった月の翌月1日から10年間です。※保険契約申込書にてご確認ください。

### 補償内容・保険料

職業・職務	無職・教員・事務・販売など				農業・自動車運転手・建設作業者など			
職種級別	A級(危険の少ない職業)				B級(危険の大きい職業)			
申込型	10G型	20G型	30G型	40G型	10G型	20G型	30G型	40G型
一時払保険料	10万円	20万円	30万円	40万円	10万円	20万円	30万円	40万円
死亡・後遺障害保険金	276.5万円	671.9万円	1,156.0万円	1,756.9万円	155.0万円	230.7万円	487.6万円	986.8万円
入院保険金日額	4,000円	7,000円	8,500円	10,000円	2,000円	6,000円	7,000円	8,000円
通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	3,500円	1,000円	2,000円	3,000円	3,000円
手術保険金	2.0~4.0万円	3.5~7.0万円	4.25~8.5万円	5.0~10.0万円	1.0~2.0万円	3.0~6.0万円	3.5~7.0万円	4.0~8.0万円
賠償責任保険金	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円

### 保険金のお支払いについて

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	—	次の事由によって生じた傷害 ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●被保険者の無免許運転、法令に定める酒気帯び運転または麻薬などを使用しての運転中に生じた事故 ●被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 ●被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ●戦争、外団の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱または暴動(ただし、テロ行為を除きます) ●むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見(検査等)によって認められる異常所見のないもの
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (同一の契約年度に生じた事故による傷害に対して既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします)	1日につき、入院保険金日額 (ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ)
後遺障害保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度により死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (契約年度ごとに合算し死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします)	●被保険者が【別表1】に掲げる運動等を行っている間 ●自動車等、モーターボートなどの乗用具を用いて競技等をしている間、または競技場等において競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間
入院保険金	傷害により、入院した場合	1日につき、入院保険金日額 (ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ)	●入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた金額
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 (ただし1回につき手術1回が限度)	1日につき、通院保険金日額 (ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ、90日が限度)	告知義務違反によりご契約が解除された場合(注)
通院保険金	傷害により、通院した場合 (通院とは、医師が必要であると認め、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。)	1日につき、通院保険金日額 (ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ、90日が限度)	

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しきりません。

別表1 保険金を支払わない運動等について

山岳登攀(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動(注1)ヒッケル、アイゼン、ザイル、ハマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)。をし、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除ます。

(注2)グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3)職務として探査する場合を除きます。

(注4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

賠償責任保険金	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用、被保険者の負った賠償責任を負った場合 (例)自宅の屋根瓦や窓辺に置いてあった物が落ちて通行人にケガをさせた。(不可抗力の場合を除きます) □日常生活に起因する偶然な事故 (例)1.自転車運転中に、通行人にケガをさせた。 2.買物中、誤って商品を破損させた。 3.ゴルフプレー中にボールが人に当たりケガをさせた。 (注)日本国内において発生した事故により電車等を運行不能にした場合を含みます。 ※被保険者の範囲については、別表2をご参照ください。	次の事由によって生じた損害 ●保険契約者、被保険者の故意 ●戦争、外団の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱または暴動(ただし、テロ行為を除きます)。 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶・車両などの所有、使用または管理に起因する賠償責任(車両には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート、身体障害者用車いす・歩行補助車を含みません) 告知義務違反によりご契約が解除された場合(注)
---------	--	--

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しきりません。

別表2 賠償責任保険金(賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約)の被保険者の範囲について

賠償責任保険金(賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約)における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する方をいいます。
①本人の配偶者
②本人またはその配偶者の同居の親族
③本人またはその配偶者の別居の未婚の子
④本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(注1)。ただし、本人に関する事故に限ります。
(注1)監督義務者に代わって本人を監督する方は本人の親族に限ります。
(注2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は責任無能力者の親族に限ります。
なお、本人またはその配偶者の親権は、損害の原因となった事故発生時ににおけるものをおいします。

★国内示談交渉サービス付

日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に協力いただけない場合等は利用できません。また「もらい事故」のように被保険者に損害賠償責任がない場合は、当該サービスの対象外です。

### 保険金のお支払いに関するご注意

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、靴ずれ、しもやけ、日焼け、各種職業病は該当しません。ここでいう「傷害」には、有毒ガスまたは有毒物質により急激に生ずる中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含みます)。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。
- 入院保険金および通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに保険金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯(じんたい)・帶損傷等の傷害を被った特定の部位(注1)を固定するため、被保険者以外の医師の指示によりギブス等(注2)を常時装着したときは、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
- (注1)1.長管骨または脊柱 2.長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギブス等を装着した場合に限ります) 3.肋(ろつ)骨・胸骨(ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限ります) 4.中手骨含む手指、中足骨含む足指、鼻のケガの場合は固定期間の対象外です
- (注2)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定ができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろつ)骨固定帯、サポーター等は含みません。
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。

### 保険金のご請求について

#### 万一、事故に遭われた場合

●まずご連絡ください。

事故が発生した場合には、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知ください。

■取扱代理店 明治安田生命保険相互会社 コミュニケーションセンター 【受付時間】

フリーダイヤル(無料) 0120-555-282

午前9時~午後5時(土・日・祝日および年末年始を除きます。)

■または明治安田損害保険(株)にご通知ください。

ご通知いただかないと、保険金を全額お支払いできない場合がありますのでご注意ください。

特約の保険金のご請求にあたっては、約